

平成22年4月1日
地方独立行政法人秋田県立療育機構規程第5号

地方独立行政法人秋田県立療育機構職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人秋田県立療育機構就業規則（以下「就業規則」という。）第29条第2項に基づき、地方独立行政法人秋田県立療育機構（以下「法人」という。）に常時勤務する職員（以下「職員」という。）に支給する給与の決定及び支払い等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 職員の給与の決定及び支払い等に関し、この規程に定めのない事項については、秋田県が制定する条例及び当該条例の規定に基づき秋田県人事委員会が定める規則並びにこれらの規定に基づいて秋田県知事が定める細目において定める給与の決定及び支払い等の手続等の例による。

(給与)

第3条 この規程で「給与」とは、給料並びに管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当をいう。

(給料)

第4条 給料は、就業規則第11条、第14条及び第15条までに規定する勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）に係る勤務の対償として職員に支給する。

(定年前再雇用短時間勤務職員の給料)

第4条の2 就業規則第50条第1項の規定により雇用された職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再雇用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再雇用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、同条第2項の規定により定められた当該定年前再雇用短時間勤務職員の労働時間を就業規則第11条に規定する労働時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 定年前再雇用短時間勤務職員に適用される給料表における当該定年前再雇用短時間勤務職員の属する職務の級は、別表第16のとおりとする。

(暫定再雇用職員の給料)

第4条の3 就業規則第50条の2第1項の規定により雇用された職員（以下「暫定再雇用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再雇用職員に適用される給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準

給料月額のうち、当該暫定再雇用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 就業規則第50条の2第3項の規定により雇用された短時間勤務の暫定再雇用職員（以下「暫定再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定により決定された額に、暫定再雇用短時間勤務職員の労働時間を就業規則第11条に規定する労働時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 暫定再雇用職員に適用される給料表における当該暫定再雇用職員の属する職務の級は、別表第16のとおりとする。

（給与の口座振替による支払）

第5条 給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、職員の同意を得た場合は、その指定する金融機関の預貯金口座等へ振り込むことにより給与を支払うものとする。

（給与からの控除）

第6条 前条の規定にかかわらず、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条第1項に基づく協定により給与からの控除が認められているものは、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して給与を支払うものとする。

（給料表）

第7条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

（1）事務職給料表（別表第1）

（2）医療職給料表（別表第2）

ア 医療職給料表（1）

イ 医療職給料表（2）

ウ 医療職給料表（3）

（3）技能職給料表（別表第3）

- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第4に定める級別標準職務表（以下「級別標準職務表」という。）のとおりとする。

（初任給の基準）

第8条 職員の職務の級は、級別標準職務表により、かつ、理事長が別に定める基準に従い決定する。

- 2 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。

（1）次に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ理事長が別に定める基準に定める資格を有していること。

ア 事務職給料表の職務の級六級、七級及び八級

イ 医療職給料表（1）の職務の級三級及び四級

ウ 医療職給料表（２）の職務の級六級

エ 医療職給料表（３）の職務の級六級

（２）前号に掲げる職務の級以外の職務の級にあつては、その職務の級について別表第５に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定める資格を有していること。

３ 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、前項の規定により決定された職務の級の号給が別表第６に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第９条又は第１０条の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等（学歴免許等の資格については、別表第７に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。）の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

４ 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

５ 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して、別表第８に定める修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（１年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に４を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。

６ 新たに職員となった者のうち経験年数を有する者の号給は、理事長が別に定めるところにより号給を調整することができる。

７ 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前項の規定による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して号給を決定することができる。

（１）国家公務員及び地方公務員

（２）他の一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）に規定する一般地方独立行政法人をいう。）に常時勤務する職員

（３）理事長が前２号に掲げる者に準ずると認める者

８ 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある医師等の職に職員を採用しようとする場合で、第６項の規定による場合にはその採用が困難となると認められるときは、同項の規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して号給を決定することができる。

９ 新たに職員となった者のうち、その職務の級を第２項第１号に掲げる職務の級に決定された者について他の職員との均衡上必要があると認められるときは、第６項から前項までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。

10 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長の定めるところにより決定する。

11 第3項から前項までに規定するもののほか、新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が別に定める基準に従い決定する。

(昇格)

第9条 職員を昇格(職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第9に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

(降格)

第10条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以下下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 理事長は、前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

(昇給)

第11条 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

2 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定めるもの(これらの職員のうち、理事長が別に定める職員を除く。))にあつては、1号給)とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳)に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好な場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が別に定め基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特別の場合の昇給)

第12条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障がいの状態となった場合等、その他特に必要があると認められる場合には、昇給をさせることができる。

(復職時等における号給の調整)

第13条 休職又は休暇のため勤務しなかった職員が復職し、若しくは再び勤務するに至った場合において他の職員との権衡上必要があると認めるときは、理事長が別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(給料の支給)

第14条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は月の1日から末日までとする。

- 2 給料の支給日は毎月21日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日及び土曜日でない日を支給日とする。
- 3 給料の調整額(第16条第3項に規定する給料の調整額をいう。)、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当については、給料の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 4 特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は一の給与期間の分を翌月の給料支給の日までに支給するものとする。
- 5 特殊勤務手当のうち手当の額が月で定められているものは、前項の規定にかかわらず、給料の支給方法に準じて支給する。

(新たに職員となった者等の給料の支給方法等)

第15条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇格、昇給等により給料額に異動が生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その日まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から就業規則第16条に規定する休日及び同規則第17条に規定する週休日(以下「休日等」という。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の調整額)

第16条 理事長は、職員のうち、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職にあることにより、第7条に規定する給料表を適用することが適当でないとして認められる職にある職員に対しては、その特殊性に基づき、

給料を調整することができる。

- 2 給料の調整を行う職は、別表第10に定める給料の調整に係る適用区分表（以下「適用区分表」という。）の職員欄に掲げる職員の占める職とする。
- 3 第1項の規定に基づき調整される額（以下「給料の調整額」という。）は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて、別表第10の2に定める調整基本額表（以下「調整基本額表」という。）の調整基本額欄に掲げる額（その額が給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の4.5を超えるときは、給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。
- 4 給料の調整額は、その調整前における給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の25をこえてはならない。
- 5 第3項の規定による給料の調整額が、秋田県人事委員会規則7-2「給料の調整額」の一部を改正する規則（平成18年4月1日施行）の施行日前日の給料の調整額（附則第7項に掲げる表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員でそのいずれにも該当しない職員である者にあつては、当該調整額に $\frac{100}{100}$ 分の99.76を乗じて得た額）に達しない職員にあつては、平成22年3月31日までの間、第3項の規定による給料の調整額のほか、施行日前日の給料の調整額と第3項の規定による給料の調整額との差額に相当する額に、 $\frac{100}{100}$ 分の25を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。なお、この項における職員には、平成18年4月1日以降に秋田県職員及び地方独立行政法人秋田県立療育機構職員として採用された者を含まない。

（管理職手当）

第17条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に支給する。

- 2 管理職手当を支給する職及び区分は別表第11のとおりとし、支給額は別表第11の2に掲げるとおりとする。
- 3 前項の規定による管理職手当の額は、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の25を超えてはならない。
- 4 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、管理職手当は支給することができない。
- 5 第28条及び第29条の規定は、第1項の規定により管理職手当を支給される者には適用しない。
- 6 第2項の規定による管理職手当の額が、秋田県人事委員会規則7-3「管理職手当」の一部を改正する規則（平成19年4月1日施行）の施行日前日の管理職手当の額（附則第7項に掲げる表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員でそのいずれにも該当しない職員である者にあつては、当該管理職手当の額に $\frac{100}{100}$ 分の99.76を乗じて得た額）に達しない職員にあつては、平成23年3月31日までの間、第2項の規定による管理職手当の額のほか、施行日前日の管理職手当と第2項の規定による管理職手当との差額に相当する額に次に掲げる期間の区分に応じ、定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。なお、この項における職員には、平成19年4月1日以降に秋田県職員及び

地方独立行政法人秋田県立療育機構職員として採用された者を含まない。

- (1) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

(初任給調整手当)

第18条 初任給調整手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職として新たに採用された職員に対して支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。
- 3 初任給調整手当を支給する期間の区分及び支給額は、別表第12に掲げるとおりとする。
- 4 第1項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 5 その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(扶養手当)

第19条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
 - (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (3) 60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障がい者(心身の障がい(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害をいう。)の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。)
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき13,000円とする。前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については一人につき6,500円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。
 - (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠く

に至った場合を除く。)

- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に前項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
 - (3) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第20条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮し、医療職給料表(1)の適用を受ける職員に支給する。

- 2 地域手当の月額、給料月額及び給料の調整額の月額(以下「給料の月額」という。)、並びに管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(住居手当)

第21条 住居手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第2号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(県及び法人が設置する公舎を貸与され、貸付料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。)
- (2) 第23条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(県及び法人が設置する公舎その他理事長が別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるも

の

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては当該各号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第22条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車、原動機付の交通用具及び自転車その他理事長がこれに準ずると認めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。

ア 自動車(自動二輪車を除く。)を使用することを常例とする職員 その者の交通用具の使用距離の区分に応じた別表第13の表に掲げる額

イ 自動車(自動二輪車を除く。)以外の交通の用具を使用することを常例とする職員 その者の交通用具の使用距離の区分に応じた別表第13の表に掲げる額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の 利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で理事長が別に定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「特別急行列車等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位機関につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位機関の通勤に要する特別料金等の額に相当する額 (以下「特別料金等相当額」という。)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5 通勤手当は、支給単位期間(理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間)に係る最初の月(第3項第1号の規定による通勤手当にあつては、最初の月の翌月)の給料の支給日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(単身赴任手当)

第23条 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円(理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額)とする。
- 3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該職員となった直前の住居から当該職員となった直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第24条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないとして認められるものに従事する職員に対してその勤務の特殊性に応じて支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 放射線取扱手当
- (2) 夜間看護等手当
- (3) 防疫業務手当
- (4) 待機手当

(放射線取扱手当)

第25条 放射線取扱手当は、職員が次に掲げる作業又は業務に従事したとき(月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)第8条第2項及び第3項(ただし書を除く。)に規定する測定方法により測定した場合に100マイクロシーベルト以上であった場合に限る。)に支給する。

- (1) エックス線その他の放射線を照射する作業
- (2) 前号に掲げるもののほか、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)第1条第1号に規定する管理区域内、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の16第1項に規定する管理区域内若しくは電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)第3条第1項に規定する管理区域内において行う同令第2条第3項に規定する放射線業務、これらの管理区域に一時的に立ち入る作業又は同令第7条第1項に規定する緊急作業

2 前項の手当の額は、作業又は業務に従事した月1月につき7,000円とする。

(夜間看護等手当)

第25条の2 夜間看護等手当は、看護師若しくは准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる看護等の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 深夜における勤務時間が6時間以上である場合 7,300円
- (2) 深夜における勤務時間が4時間以上6時間未満である場合 3,550円
- (3) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,100円
- (4) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,150円

(防疫業務手当)

第25条の3 防疫業務手当は、職員が感染症（指定感染症として定める等の政令に規定する感染症で理事長が指定するものをいう。以下同じ。）の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）の身体に接触して又は患者等に接して行う業務その他理事長がこれに準ずると認める業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、4,000円とする。

(待機手当)

第25条の4 待機手当は、入院患者の症状の急変等に伴う業務に従事するため、所定の勤務時間外に待機命令を受けた医師に支給する。

2 前項に掲げる手当の額は、待機1回につき、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 8時30分から17時15分までの待機命令 1,000円
- (2) 17時15分から8時30分までの待機命令 1,000円
- (3) 8時30分から翌8時30分までの待機命令 2,000円

3 待機命令を受けた医師がやむを得ない理由により他の医師に待機を交代した場合、それぞれの待機時間（30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は1時間とする。）に応じて、前号各号に規定する額を案分した額（50銭未満は切り捨て、50銭以上1円未満は1円とする。）を、当初に命令を受けた待機者及び交代後の待機者にそれぞれ支給する。

第26条 削除

(給与の減額)

第27条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、就業規則第20条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第28条 所定の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 所定の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により所定の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 所定の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間外に勤務した勤務の時間が一箇月について60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第33条の規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間にある場合は100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 就業規則第20条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときには、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分150（その時間が午後10時から翌日午前5時までの間に有る場合は、100分の175）から第1項に規定する割合（その時間が午後10時から翌日午前5時までの間に有る場合は、その割合に100分25を加算した割合）を減じた割合を乗じた額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

4 前各項の規定にかかわらず、理事長が定めるところによりあらかじめ割り振られた1週間の所定の勤務時間(以下「割振り変更前の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間(理事長が別に定める時間を除く)に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第29条 就業規則第18条第1項第2号及び3号に規定する休日において、所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(夜間勤務手当)

第30条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務手当として支給する。

(宿日直手当)

第31条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して支給する。

2 宿日直手当の額は、入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務1回につき、20,000円とする。ただし、その勤務時間が5時間未満の場合は、この額に100分の50を乗じて得た額とする。また、その勤務が行われる時間が、勤務が午前8時30分から午後0時30分までと定められている日及びこれに相当する日で退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあつては、この額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前項の勤務は、前3条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第32条 第17条第1項に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の理由により、休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第17条第1項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日に含まれる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に定める額(ただし、当該勤務に従事した時間が6時間を超える勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次の管理職手当の区分に応じ定める額

- ア 別表第11の規定による区分が2種 10,000円
- イ 別表第11の規定による区分が3種 8,000円
- ウ 別表第11の規定による区分が4種及び5種 6,000円
- エ 別表第11の規定による区分が6種及び7種 4,000円

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次の管理職手当の区分に応じ定める額

- ア 別表第11の規定による区分が2種 5,000円
- イ 別表第11の規定による区分が3種 4,000円
- ウ 別表第11の規定による区分が4種及び5種 3,000円
- エ 別表第11の規定による区分が6種及び7種 2,000円

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第33条 勤務1時間当たりの給与額は、次に掲げる給与の月額合計額を1箇月の平均所定労働時間数で除した得た額とする。

- (1) 給料
- (2) 初任給調整手当
- (3) 地域手当
- (4) 寒冷地手当

2 前項の1箇月の平均所定労働時間数は、当該年度の総日数から、当該期間中における休日等の日数を差し引いた日数に1日の所定労働時間数を乗じ、その時間数を12で除して得た時間数とする。

3 勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(勤務時間の計算)

第34条 第27条に規定する給与の減額の基礎となる勤務しない時間数並びに第28条から第30条までに規定する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その給与期間における全時間数(時間外勤務手当については、支給割合を異にする部分ごとの全時間数)とする。この場合において、その全時間数が1時間に満たない場合又はその全時間数に1時間未満の端数がある場合においては、給与の減額については当該全時間又は端数を切り捨て、その他のものについては当該全時間又は端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(期末手当)

第35条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第37条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ次の各号に定める日(次条及び第37条においてこれらの日を「支給日」(これらの日が土曜日に当たるときはその前日、日曜日に当たるときはその前々日という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員(第40条第6項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

(1) 6月1日を基準日とする期末手当 6月30日

(2) 12月1日を基準日とする期末手当 12月10日

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、理事長が別に定める職員を除く。第38条において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の105)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表に

つき別表第14で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮し、同表に定める職員の区分に応じ、同表に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

6 定年前再雇用短時間勤務職員、暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70.00」と、「100分の105」とあるのは「100分の60.00」とする。

(期末手当の不支給)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第77条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第51条第2項の規定により解雇された職員(同項第2号に該当して解雇された職員を除く。)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮(こ)以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮こ以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給一時差し止め)

第37条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮(こ)以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者

の所在が知れないときは、通知をすべき内容を県公報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

- 4 一時差止処分を受けた者は、理事長に対し、取消しの理由を明示した書面で、その取消しを申し立てることができる。
- 5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 8 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

- 第38条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ第35条第1項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第51条第2第3号の規定により解雇され、又は死亡した職員(理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、職員の勤務期間による割合(第4項において「期間率」という。)に職員の勤務成績による割合(第5項において「成績率」という。)を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の105.0(特定幹部職員にあつては、100分の125.0)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
 - 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 4 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第15に定める割合とする。
- 5 成績率は理事長が定めるものとする。
- 6 第36条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第38条第3項」と読み替えるものとする。
- 7 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第36条中「前条第1項」とあるのは「第38条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第38条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。
- 8 定年前再雇用短時間勤務職員、暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の105.0」とあるのは「100分の50.00」と、「100分の125.0」とあるのは「100分の60.00」とする。」

(寒冷地手当)

第39条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(次項において「基準日」という。)において秋田県内に在勤する職員(理事長が別に定める職員を除く。)に対して支給する。

- 2 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
19,800円	11,400円	8,200円

- 3 前2項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(退職者の給与)

第40条 職員が、業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第40条第1項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、その者に給与の全額を支給する。

- 2 職員が、結核性疾患にかかり同規則第40条第1項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満2年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が、前2項以外の心身の故障により同規則第40条第1項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満2年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が、同規則第40条第1項第2号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、その者に給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

できる。

- 5 職員が同規則第40条第1項第3号及び第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第35条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡したときは、同項による支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第36条及び第37条の規定を準用する。この場合において、第36条中「前条第一項」とあるのは、「第40条第6項」と読み替えるものとする。

(専従休職者の給与)

第41条 労働組合の業務に専ら従事する職員には、その休職の期間中いかなる給与も支給しない。

(特定の職員についての適用除外)

第42条 給与規程第8条第2項から第11項まで、第9条から第11条まで、第13条、第18条、及び第19条の規定は、定年前再雇用短時間勤務職員、暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員には適用しない。

(補則)

第43条 この規程に規定するもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(法人移行職員等に係る給料の決定)

- 2 地方独立行政法人秋田県立療育機構（以下「法人」という。）の設立の日において地方独立行政法人法第59条第2項及び地方独立行政法人秋田県立療育院機構の設立に伴う職員の引継ぎ及び関係条例の廃止等に関する条例（平成22年秋田県条例第1号）第1条の規定により秋田県職員から引き続き法人の職員となった者（以下「法人移行職員」という。）及び社会福祉法人秋田県小児療育事業団職員を退職し、かつ、その翌日に法人の職員となった者に適用する給料表は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に定める給料表に対応する右欄に定める給料表を適用するものとする。

施行日の前日に適用を受けていた給料表	施行日に適用する給料表
行政職給料表	事務職給料表

医療職給料表（１）	医療職給料表（１）
医療職給料表（２）	医療職給料表（２）
医療職給料表（３）	医療職給料表（３）
現業職給料表	技能職給料表

- 3 前項の規定により適用を受けることとなる給料表の職務の級及び号給は、法人移行職員及び社会福祉法人秋田県小児療育事業団職員を退職し、かつ、その翌日に法人の職員となった者が施行日の前日に受けていた給料表の職務の級及び号給と同じ級及び号給に決定するものとする。

(平成18年度の給料切替えに伴う経過措置)

- 4 法人移行職員及び社会福祉法人秋田県小児療育事業団職員を退職し、かつ、その翌日に法人の職員となった者のうち、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年秋田県条例第5号)の施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額について、適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員でそのいずれにも該当しない職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、給料月額のほか、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあつてはその差額に相当する額(以下この項において「差額相当額」という。)の3分の2に相当する額を、同年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつては差額相当額の3分の1に相当する額を給料として支給する。

給料表	職務の級	号給
事務職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
医療職給料表(2)	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
医療職給料表(3)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
技能職給料表	1級	1号給から68号給まで

	2 級	1 号給から 3 2 号給まで
--	-----	-----------------

- 5 前項の規定による給料を支給される職員に関する第 1 6 条第 4 項及び第 3 5 条第 4 項(3 8 条第 6 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第 1 6 条第 4 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と前項の規定による給料の額(以下「差額相当額」という。)との合計額」と、第 3 5 条第 4 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と差額相当額との合計額」とする。
- 6 第 6 項の規定により、差額に相当する額を給料として支給される職員のうち、給料月額と差額相当額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についての第 1 7 条第 3 項の規定の適用については、平成 2 3 年 3 月 3 1 日までの間は、同項中「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「当該職員の給料月額と差額相当額との合計額」とする。
- 7 理事長が別に指定する職員の平成 2 2 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 3 5 条第 2 項の規定にかかわらず、同項に規定する期末手当基礎額に 1 0 0 分の 1 2 0 を乗じて得た額に理事長が定める割合を乗じて得た額とする。
- 8 理事長が別に指定する職員の平成 2 2 年 6 月に支給する勤勉手当の額は、第 3 8 条第 2 項の規定にかかわらず、同項に規定する勤勉手当基礎額に勤務成績による割合を乗じて得た額とする。

附 則

この規程は、平成 2 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 3 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 4 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。(第38条第2項の改正)

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。(別表第13自動車等使用者の通勤手当の月額改正)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(第33条第1項及び第38条第2項の改正)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(給料月額、初任給調整手当額の改正)

附 則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。(勤勉手当の支給割合の改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。(給料月額、初任給調整手当額、地域手当の支給割合、
単身赴任手当額及び管理職員特別勤務手当の改正)

(経過措置)

- 2 平成28年1月1日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額
が同日において受けていた給料月額に達しない場合には、平成30年12月31日までの間、給料月額の
ほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。(地域手当の支給割合、単身赴任手当額及び勤勉手当の支給
割合の改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。(昇格時号給対応表の改正)
2 この規程は、平成28年4月1日から施行する。(期末、勤勉手当の加算割合の改正)

(経過措置)

一 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

給料表	職名	在職年数	経過措置年数
医療職給料表(二)	主査	3年	2.25年
医療職給料表(三)	主査等	3年	0.75年

二 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

給料表	職名	在職年数	経過措置年数
医療職給料表(二)	主査	3年	2.5年

医療職給料表（三）	主査等	3年	1.5年
-----------	-----	----	------

三 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

給料表	職名	在職年数	経過措置年数
医療職給料表（二）	主査	3年	2.75年
医療職給料表（三）	主査等	3年	1.25年

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。（夜間看護等手当額の改正）

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。（給料月額、初任給調整手当額の改正）
- 2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。（勤勉手当の支給割合の改正）

（経過措置）

- 3 第38条第2項中、「100分の77.5」を「100分の82.5」に、「100分の97.5」を「100分の102.5」に改め、平成28年12月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。（扶養手当額の改正）

（経過措置）

- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、次の表に定める額を扶養手当として支給する。

区分	支給額
配偶者	10,000円
子	8,000円
父母等	6,500円
配偶者がいない場合の子	10,000円
配偶者がいない場合の父母等	9,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。（勤勉手当の支給割合の改正）

（経過措置）

- 2 第38条第2項中、「100分の80」を「100分の85」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。(別表第11 管理職手当を支給する職及び区分)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。(給料月額、初任給調整手当額、夜間看護等手当額の改正)
- 2 この規程は、平成31年4月1日から施行する。(期末手当の支給割合、勤勉手当の支給割合の改正)
(経過措置)
- 3 第38条第2項中、「100分の82.5」を「100分の92.5」に、「100分の102.5」を「100分の112.5」に改め、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。(別表第4 級別標準職務表、別表第5 級別資格基準表、
別表第6 初任給基準表)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。(給料月額、初任給調整手当額の改正)
- 2 この規程は、令和2年4月1日から施行する。(勤勉手当の支給割合、勤務1時間当たりの給与額の算出の改正)
(経過措置)
- 3 第38条第2項中、「100分の87.5」を「100分の97.5」に、「100分の107.5」を「100分の117.5」に改め、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。(管理職手当を支給する職及び区分の改正)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。(別表第4 級別標準職務表、別表第5 級別資格基準表、
別表第6 初任給基準表、別表第10 給料の調整に係る適用区分表)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。(期末手当の支給割合の改正)

(経過措置)

- 2 第35条第2項中、「100分の122.5」を「100分の120.0」に、「100分の102.5」を「100分の100.0」に改め、令和2年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。(給料月額、期末手当の支給割合の改正)

(経過措置)

- 2 第35条第2項中、「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の97.5」を「100分の92.5」に改め、令和3年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。(別表第11 管理職手当を支給する職及び区分)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年11月1日から施行する。(特殊勤務手当に関する事項等について)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。(勤勉手当の支給割合の改正)

(経過措置)

- 2 第38条第2項中、「100分の92.5」を「100分の102.5」に、「100分の112.5」を「100分の122.5」に改め、令和4年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。(定年延長に伴う給料等の改正)

- 2 当分の間、職員の給料月額は、60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。

- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- 一 医療業務に従事する医師
- 二 就業規則第49条の2第1項又は第2項の規定により勤務している職員
- 三 就業規則第49条の4第1項又は第2項の規定により勤務している職員

四 定年前再雇用短時間勤務職員、暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員

- 4 就業規則第49条の3第2項の規定により降任をされた職員であつて、当該降任をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第8条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第8条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、別に定めるところにより、同項及び附則第5項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 7 附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であつて、採用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、別に定めるところにより、附則第4項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 8 附則第4項、第6項又は第7項の規定による給料を支給される職員に対する給与規程第35条第3項及び第38条第3項の適用については、第35条第3項及び第38条第3項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と附則第4項、第6項又は第7項の規定による給料との合計額」とする。
- 9 附則第2項に規定する職員に対する第16条の規定の適用については、同条により調整される額に、100分の70を乗じて得た額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。（別表第6 初任給基準表）

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。（給料月額、初任給調整手当額の改正）
- 2 この規程は、令和6年4月1日から施行する。（期末手当の支給割合、勤勉手当の支給割合の改正）
（経過措置）
- 2 第35条第2項中、「100分の117.5」を「100分の122.5」に、「100分の97.

5」を「100分の102.5」に改める。

第35条第6項中、「100分の117.5」を「100分の122.5」に、「100分の65」を「100分の72.5」に、「100分の97.5」を「100分の102.5」に、「100分の55」を「100分の62.5」に改める。

第38条第2項中、「100分の97.5」を「100分の107.5」に、「100分の117.5」を「100分の127.5」に改める。

第38条第8項中、「100分の97.5」を「100分の107.5」に、「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の117.5」を「100分の127.5」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改め、令和5年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年7月1日から施行する。(特殊勤務手当に関する事項等について)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年10月1日から施行する。(夜間看護等手当に関する事項等について)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年12月1日から施行する。(給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給割合、初任給調整手当及び寒冷地手当の改正)
- 2 改正後の別表第1から別表第3までの規定及び別表第12の規定並びに改正後の第39条第2項の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。(扶養手当の改正)

(経過措置)

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、次の表に定める額を扶養手当として支給する。

配偶者	3,000
扶養親族たる子	11,500

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。(住居手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、期末手当の支給割合、勤勉手当の支給割合、特定の職員についての適用除外、別表第4 級別標準

職務表及び別表第 1 1 管理職手当を支給する職及び区分の改正)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。(特殊勤務手当に関する事項等について、別表第 9 昇格時号給対応表の改正)

別表第1 事務職給料表

職員の区分 定年前再雇 用短時間勤 務職員以外 の職員	事務職									
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額								
	1	184,802	231,633	267,183	300,921	323,581	357,721	411,198	461,553	513,822
	2	185,910	233,143	268,190	302,432	325,394	359,433	413,112	467,092	520,771
	3	187,119	234,654	269,197	303,942	327,206	361,045	415,025	472,128	526,008
	4	188,226	236,164	270,204	305,352	328,918	362,656	416,838	476,861	530,338
	5	189,334	237,675	271,212	306,762	330,630	364,268	418,651	480,890	533,863
	6	191,046	239,186	272,219	307,870	332,343	366,080	420,464	484,415	537,187
	7	192,658	240,696	273,226	308,877	334,055	367,591	422,277	487,436	540,208
	8	194,269	242,207	274,233	310,086	335,767	369,202	424,089	489,954	542,726
	9	195,880	243,718	275,240	311,294	337,378	370,612	425,701	491,968	544,740
	10	197,593	245,128	276,247	312,905	339,090	372,224	427,211		
	11	199,204	246,538	277,254	314,517	340,802	373,835	428,722		
	12	200,815	247,948	278,362	316,128	342,414	375,346	430,233		
	13	202,427	249,156	279,369	317,639	343,924	377,259	431,743		
	14	204,139	250,365	280,678	319,250	345,536	379,173	433,053		
	15	205,851	251,573	281,988	320,862	347,147	381,086	434,362		
	16	207,563	252,782	283,196	322,473	348,658	382,899	435,570		
	17	208,872	253,889	284,505	323,984	350,067	384,410	436,779		
	18	210,483	254,997	285,814	325,696	351,780	386,222	438,088		
	19	212,095	256,105	287,023	327,307	353,391	387,934	439,397		
	20	213,605	257,213	288,232	328,918	355,002	389,546	440,606		
	21	215,116	258,220	289,339	330,328	356,211	391,258	441,814		
	22	216,727	259,227	290,548	332,040	357,721	392,668	442,620		
	23	218,339	260,234	291,857	333,752	359,232	394,078	443,426		
	24	219,950	261,241	293,166	335,364	360,743	395,488	444,231		
	25	221,562	262,248	294,476	336,572	362,455	396,898	444,836		
	26	223,274	263,155	295,483	338,486	364,268	398,106	445,440		
	27	224,583	264,061	296,490	340,198	365,980	399,315	446,044		
	28	225,892	264,968	297,598	341,809	367,692	400,322	446,648		
	29	227,201	265,773	298,705	343,320	369,102	401,430	447,353		
	30	228,309	266,579	299,914	344,931	370,411	402,638	448,159		
	31	229,417	267,385	301,022	346,543	371,619	403,746	448,562		
	32	230,525	268,190	302,230	348,154	373,029	404,854	449,267		
	33	231,633	268,895	303,439	349,866	374,137	405,559	449,770		
	34	232,740	269,701	304,748	351,679	375,044	406,264	450,173		
	35	233,848	270,507	306,057	353,492	376,051	406,969	450,576		
	36	234,956	271,212	307,366	355,304	377,158	407,674	450,979		
	37	236,064	271,917	308,676	356,815	377,964	408,278	451,382		
	38	237,071	272,722	309,985	358,225	378,871	408,882	451,785		
	39	238,078	273,528	311,294	359,635	379,777	409,386	452,187		
	40	238,984	274,233	312,603	361,045	380,583	409,788	452,490		
	41	239,891	274,938	313,913	362,556	381,388	410,191	452,792		
	42	240,797	275,743	315,222	363,361	382,194	410,393	453,195		
	43	241,603	276,549	316,531	364,368	383,000	410,695	453,497		
	44	242,408	277,254	317,639	365,375	383,705	410,997	453,799		
	45	243,113	277,959	318,545	366,282	384,410	411,299	454,101		
	46	243,718	278,664	319,854	367,390	385,115	411,601			
	47	244,322	279,369	321,164	368,296	385,820	411,903			
	48	244,926	280,074	322,473	369,303	386,524	412,206			
	49	245,530	280,779	323,681	370,209	387,028	412,407			
	50	246,135	281,484	324,991	370,914	387,632	412,709			
	51	246,739	282,189	326,199	371,619	388,237	413,011			
	52	247,243	282,894	327,408	372,224	388,942	413,313			
	53	247,746	283,498	328,717	372,627	389,344	413,515			
	54	248,149	284,203	329,825	373,231	389,949	413,817			
	55	248,451	284,807	330,933	373,936	390,553	414,119			

別表第1 事務職給料表

職員の区分 定年前再雇 用短時間勤 務職員以外 の職員	事務職									
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	56	248,753	285,512	332,040	374,641	391,056	414,421			
	57	249,055	286,117	332,745	374,943	391,459	414,623			
	58	249,357	286,822	333,652	375,648	392,064	414,925			
	59	249,660	287,426	334,357	376,353	392,668	415,227			
	60	249,962	288,131	335,162	376,957	393,171	415,428			
	61	250,264	288,735	335,968	377,259	393,574	415,630			
	62	250,566	289,440	336,371	377,763	394,078	415,932			
	63	250,868	290,044	336,975	378,367	394,581	416,234			
	64	251,170	290,548	337,680	378,971	395,186	416,435			
	65	251,472	291,051	338,486	379,273	395,488	416,637			
	66	251,775	291,656	339,191	379,878	395,891	416,939			
	67	252,077	292,159	339,896	380,583	396,293	417,241			
	68	252,379	292,763	340,500	381,187	396,696	417,442			
	69	252,681	293,267	341,004	381,590	396,998	417,644			
	70	252,983	293,771	341,608	382,093	397,300	417,946			
	71	253,285	294,375	342,111	382,698	397,603	418,248			
	72	253,587	294,979	342,716	383,201	397,804	418,450			
	73	253,889	295,483	343,018	383,705	398,005	418,651			
	74	254,192	295,986	343,521	384,309	398,308				
	75	254,494	296,389	343,924	384,812	398,610				
	76	254,796	296,691	344,327	385,115	398,811				
	77	255,098	296,893	344,730	385,517	399,013				
	78	255,400	297,195	345,233	386,021	399,315				
	79	255,702	297,396	345,737	386,424	399,617				
	80	256,004	297,698	346,240	386,827	399,818				
	81	256,306	297,900	346,543	387,229	400,020				
	82	256,609	298,101	346,945	387,733	400,322				
	83	256,911	298,403	347,348	388,136	400,624				
	84	257,213	298,605	347,751	388,539	400,825				
	85	257,515	298,907	348,053	388,841	401,027				
	86	257,817	299,209	348,456						
	87	258,119	299,511	348,859						
	88	258,421	299,813	349,262						
	89	258,723	300,115	349,463						
	90	259,026	300,417	349,866						
	91	259,328	300,720	350,269						
	92	259,630	301,122	350,672						
	93	259,932	301,324	350,873						
	94		301,525	351,276						
	95		301,827	351,679						
	96		302,230	351,981						
	97		302,432	352,283						
	98		302,734	352,686						
	99		303,137	353,089						
	100		303,539	353,492						
	101		303,741	353,995						
	102		304,043	354,398						
	103		304,345	354,801						
	104		304,647	355,204						
	105		304,849	355,707						
	106		305,151	356,110						
	107		305,453	356,412						
	108		305,755	356,714						
	109		305,956	357,218						

別表第1 事務職給料表

職員の区分	事務職										
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
	110		306,359								
	111		306,762								
	112		307,064								
	113		307,266								
	114		307,467								
	115		307,769								
	116		308,172								
	117		308,374								
	118		308,575								
	119		308,877								
	120		309,179								
	121		309,582								
	122		309,783								
	123		310,086								
	124		310,388								
	125		310,690								
	定年前再雇用短時間勤務職員		基準給料月額 193,363	基準給料月額 221,058	基準給料月額 261,846	基準給料月額 281,685	基準給料月額 296,993	基準給料月額 322,876	基準給料月額 365,275	基準給料月額 399,013	基準給料月額 451,180

別表第2のア 医療職給料表(1)

職員の区分 定年前再雇 用短時間勤 務職員以外 の職員	医療職(1)				
	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	
	32	380,100	452,100	510,200	
	33	381,900	453,500	511,700	
	34	383,700	454,900	513,000	
	35	385,300	456,300	514,300	
	36	386,700	457,700	515,600	
	37	388,100	459,100	516,600	
	38	389,600	460,800	517,900	
	39	391,100	462,400	519,200	
	40	392,600	464,000	520,500	
	41	394,100	465,600	521,500	
	42	394,800	466,800	522,300	
	43	395,400	468,000	523,100	
	44	396,100	469,100	523,900	
	45	397,000	470,100	524,800	
	46	397,600	471,100	525,600	
	47	398,200	472,000	526,400	
	48	398,800	472,800	527,100	
	49	399,400	473,500	527,900	
	50	399,900	474,200	528,700	
	51	400,400	474,900	529,400	
	52	400,900	475,500	530,300	
	53	401,400	476,200	531,200	
	54	401,800	476,900	532,000	
	55	402,200	477,500	532,900	

別表第2のア 医療職給料表(1)

職員の区分	医療職(1)				
	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員	56	402,600	478,100	533,800	
	57	403,000	478,400	534,600	
	58	403,400	479,000	535,500	
	59	403,800	479,700	536,400	
	60	404,200	480,400	537,100	
	61	404,600	480,800	537,900	
	62	405,000	481,400	538,800	
	63	405,400	482,100	539,700	
	64	405,800	482,800	540,600	
	65	406,100	483,200	541,400	
	66		483,800	542,300	
	67		484,400	543,200	
	68		484,900	544,100	
	69		485,400	544,900	
	70		485,900	545,800	
	71		486,400	546,700	
	72		486,900	547,600	
	73		487,300	548,400	
	74		487,800		
	75		488,200		
	76		488,700		
	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		
	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定年前再雇用短時間勤務職員		基準給料月額 301,700	基準給料月額 344,400	基準給料月額 399,500	基準給料月額 473,300

別表第2のイ 医療職給料表(2)

職員の区分 定年前再雇 用短時間勤 務職員以外 の職員	医療職(2)							
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
	1	189,939	229,014	264,867	283,800	317,236	363,260	417,946
	2	192,053	230,323	265,672	284,606	318,646	364,973	419,859
	3	194,168	231,633	266,478	285,412	320,056	366,584	421,773
	4	196,283	232,942	267,284	286,117	321,466	368,195	423,586
	5	198,297	234,150	268,090	286,822	322,876	369,807	425,399
	6	200,312	235,258	268,895	287,527	324,487	371,418	427,010
	7	202,326	236,265	269,701	288,232	325,998	373,029	428,621
	8	204,139	237,272	270,507	289,037	327,508	374,641	430,132
	9	205,951	238,380	271,312	289,843	329,019	376,252	431,643
	10	207,865	239,589	272,118	290,649	330,630	378,266	432,952
	11	209,778	240,898	272,924	291,454	332,141	380,280	434,261
	12	211,893	242,207	273,729	292,159	333,652	382,295	435,570
	13	213,605	243,516	274,535	292,864	335,162	383,705	436,879
	14	215,620	244,826	275,341	293,972	336,774	385,417	438,088
	15	217,835	246,135	276,146	295,080	338,284	387,129	439,297
	16	219,950	247,343	276,952	296,288	339,795	388,841	440,404
	17	222,065	248,552	277,758	297,497	341,306	390,553	441,613
	18	223,173	249,760	278,563	298,705	342,917	392,064	442,721
	19	224,281	250,969	279,369	299,914	344,528	393,574	443,929
	20	225,388	252,177	280,175	301,122	346,039	395,085	445,138
	21	226,496	253,285	280,980	302,331	347,348	396,394	446,246
	22	227,403	254,192	281,887	303,539	348,859	397,703	447,051
	23	228,309	254,997	282,793	304,748	350,370	399,013	447,454
	24	229,215	255,803	283,599	305,956	351,880	400,120	448,159
	25	230,122	256,609	284,405	307,165	353,391	401,228	448,663
	26	231,028	257,414	285,311	308,374	354,902	402,336	449,065
	27	231,935	258,220	286,217	309,481	356,412	403,444	449,468
	28	232,841	259,026	287,023	310,690	357,822	404,552	449,871
	29	233,747	259,831	287,829	311,999	359,232	405,357	450,274
	30	234,654	260,637	288,936	313,208	360,843	406,163	450,677
	31	235,560	261,443	289,944	314,416	362,354	406,969	451,080
	32	236,467	262,248	290,951	315,625	363,865	407,774	451,382
	33	237,272	263,054	291,958	316,833	365,073	408,177	451,684
	34	238,078	263,860	293,066	317,941	366,181	408,781	452,087
	35	238,884	264,565	294,073	319,149	367,390	409,285	452,389
	36	239,689	265,370	295,080	320,358	368,497	409,688	452,691
	37	240,495	266,277	296,087	321,567	369,504	410,091	452,993
	38	241,301	267,082	297,094	322,876	370,310	410,292	
	39	242,106	267,888	298,101	324,185	371,317	410,594	
	40	242,912	268,694	299,108	325,394	372,425	410,896	
	41	243,516	269,499	300,115	326,300	373,432	411,198	
	42	244,121	270,305	301,324	327,508	374,439	411,501	
	43	244,725	271,111	302,432	328,717	375,446	411,803	
	44	245,228	271,917	303,539	329,925	376,353	412,105	
	45	245,732	272,621	304,647	331,033	377,158	412,306	
	46	246,336	273,427	305,755	332,040	377,964	412,608	
	47	246,840	274,233	306,863	333,047	378,871	412,911	
	48	247,243	275,039	307,971	333,954	379,676	413,213	
	49	247,645	275,743	309,078	334,860	380,180	413,414	
	50	248,149	276,549	310,186	335,867	380,985	413,716	
	51	248,652	277,254	311,294	336,874	381,791	414,018	
	52	249,156	277,959	312,402	337,781	382,597	414,320	
	53	249,458	278,664	313,409	338,284	383,000	414,522	
	54	249,760	279,369	314,416	339,191	383,705		
	55	250,062	280,074	315,423	339,896	384,410		

別表第2のイ 医療職給料表(2)

職員の区分 定年前再雇用 短時間勤務 職員以外の 職員	医療職(2)							
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	56	250,365	280,779	316,430	340,802	385,014		
	57	250,667	281,484	317,437	341,507	385,417		
	58	250,969	282,189	318,445	341,809	385,920		
	59	251,271	282,894	319,452	342,313	386,524		
	60	251,573	283,498	320,358	342,917	387,129		
	61	251,875	284,102	321,264	343,521	387,532		
	62	252,177	284,807	322,070	344,226	388,035		
	63	252,479	285,512	322,775	344,931	388,539		
	64	252,782	286,117	323,480	345,536	389,042		
	65	253,084	286,721	324,084	346,240	389,646		
	66	253,386	287,426	324,789	346,744	390,150		
	67	253,688	288,131	325,394	347,348	390,754		
	68	253,990	288,735	325,998	347,953	391,359		
	69	254,292	289,339	326,602	348,255	391,862		
	70	254,594	290,044	326,803	348,859	392,366		
	71	254,897	290,749	327,307	349,362	392,869		
	72	255,098	291,354	327,811	349,866	393,373		
	73	255,299	291,958	328,415	350,370	393,675		
	74	255,601	292,461	328,918	350,873	394,178		
	75	255,904	292,864	329,422	351,377	394,581		
	76	256,105	293,267	329,825	351,780	394,984		
	77	256,306	293,670	330,429	352,082	395,387		
	78	256,609	293,972	330,933	352,384			
	79	256,911	294,274	331,335	352,585			
	80	257,112	294,576	331,839	352,887			
	81	257,314	294,878	332,343	353,391			
	82	257,616	295,181	332,745	353,693			
	83	257,918	295,483	332,947	353,995			
	84	258,119	295,785	333,249	354,297			
	85	258,321	295,986	333,652	354,700			
	86		296,188	334,055	355,002			
	87		296,389	334,357	355,304			
	88		296,590	334,659	355,607			
	89		296,993	334,961	356,009			
	90		297,195	335,162	356,311			
	91		297,396	335,565	356,614			
	92		297,598	335,867	356,916			
	93		298,000	336,069	357,218			
	94		298,202	336,371	357,621			
	95		298,403	336,673	358,024			
	96		298,705	336,975	358,426			
	97		299,007	337,177	358,930			
	98		299,209	337,479	359,333			
	99		299,410	337,781	359,736			
	100		299,712	337,982	360,138			
	101		300,015	338,184	360,642			
	102		300,216	338,385				
	103		300,417	338,788				
	104		300,720	338,989				
	105		301,022	339,191				
	106			339,594				
	107			339,996				
	108			340,399				
	109			340,601				

別表第2のイ 医療職給料表(2)

職員の区分	医療職(2)							
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員	号給	給料月額						
定年前再雇用短時間勤務職員		基準給料月額 194,370	基準給料月額 221,159	基準給料月額 249,861	基準給料月額 263,558	基準給料月額 289,339	基準給料月額 330,731	基準給料月額 373,634

別表第2のウ 医療職給料表(3)

職員の区分 定年前再雇用 短時間勤務職員以外の職員	医療職(3)					
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	209,174	242,308	283,800	297,295	321,567
	2	211,088	244,523	284,304	297,900	322,574
	3	212,900	246,739	284,807	298,504	323,581
	4	214,613	248,955	285,311	299,007	324,588
	5	216,325	251,170	285,814	299,511	325,595
	6	218,238	252,177	286,318	300,115	326,803
	7	220,051	253,084	286,822	300,720	328,012
	8	221,763	253,990	287,325	301,223	329,220
	9	223,475	254,897	287,829	301,727	330,328
	10	225,489	256,105	288,332	302,331	331,537
	11	227,403	257,213	288,836	302,935	332,645
	12	229,316	258,119	289,339	303,439	333,752
	13	231,230	258,925	289,843	303,942	334,860
	14	233,244	259,630	290,346	304,647	336,069
	15	235,258	260,335	290,850	305,352	337,177
	16	237,272	261,241	291,354	306,057	338,284
	17	239,286	262,349	291,857	306,762	339,392
	18	241,301	263,457	292,361	307,669	340,601
	19	243,416	264,565	292,864	308,575	341,709
	20	245,430	265,672	293,368	309,481	342,816
	21	247,343	266,780	293,871	310,287	343,924
	22	248,552	267,888	294,375	311,193	345,133
	23	249,760	268,996	294,878	312,100	346,240
	24	250,868	270,104	295,382	313,006	347,348
	25	251,976	271,111	295,885	313,812	348,456
	26	252,882	272,219	296,490	314,718	349,765
	27	253,789	273,326	297,295	315,625	351,075
	28	254,695	274,334	298,101	316,531	352,384
	29	255,501	275,341	298,806	317,337	353,592
	30	256,306	276,046	299,612	318,445	355,103
	31	257,011	276,751	300,417	319,552	356,614
	32	257,716	277,456	301,223	320,660	358,124
	33	258,522	278,161	301,928	321,768	359,333
	34	259,328	278,765	302,734	322,876	360,843
	35	260,133	279,268	303,539	323,984	362,253
	36	260,838	279,772	304,244	325,091	363,663
	37	261,543	280,275	305,050	326,199	365,073
	38	262,450	280,880	305,856	327,408	366,080
	39	263,356	281,383	306,661	328,516	367,490
	40	264,162	281,887	307,467	329,623	368,800
	41	264,968	282,290	308,172	330,429	370,109
	42	265,874	282,793	309,179	331,537	371,519
	43	266,680	283,297	310,186	332,645	372,828
	44	267,485	283,800	311,093	333,652	374,137
	45	268,291	284,304	311,999	334,659	375,648
	46	268,996	284,807	313,006	335,666	376,856
	47	269,701	285,311	314,013	336,673	377,964
	48	270,305	285,814	314,920	337,680	379,173
	49	270,909	286,318	315,826	338,889	380,280
	50	271,413	286,822	316,833	340,198	381,187
	51	271,917	287,325	317,840	341,406	382,194
	52	272,319	287,829	318,847	342,615	383,100
	53	272,722	288,332	319,653	343,521	383,705
	54	273,226	288,836	320,660	344,730	384,510
	55	273,729	289,339	321,667	345,838	385,316

別表第2のウ 医療職給料表(3)

職員の区分 定年前再雇 用短時間勤 務職員以外 の職員	医療職(3)					
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	56	274,132	289,843	322,574	347,147	386,122
	57	274,535	290,346	323,480	348,154	386,827
	58	274,938	291,152	324,487	349,060	387,532
	59	275,341	291,958	325,494	350,168	388,237
	60	275,743	292,663	326,401	351,377	388,841
	61	276,146	293,368	327,307	352,485	389,445
	62	276,549	294,274	328,516	353,693	390,049
	63	276,952	295,181	329,724	354,902	390,754
	64	277,355	295,986	330,933	355,909	391,359
	65	277,758	296,792	331,638	356,916	392,064
	66	278,161	297,698	332,745	357,923	392,567
	67	278,563	298,504	333,853	359,031	393,171
	68	278,966	299,310	334,760	360,138	393,675
	69	279,369	300,115	335,867	360,944	394,078
	70	279,873	301,022	336,572	362,052	394,682
	71	280,376	301,928	337,680	363,160	395,186
	72	280,779	302,834	338,788	364,167	395,488
	73	281,182	303,741	339,896	364,872	395,790
	74	281,786	304,647	341,104	365,678	396,293
	75	282,390	305,554	342,212	366,483	396,696
	76	282,894	306,460	343,320	367,188	396,998
	77	283,397	307,266	344,428	367,792	397,300
	78	284,002	308,273	345,536	368,296	397,804
	79	284,606	309,280	346,543	368,800	398,308
	80	285,110	310,186	347,650	369,303	398,710
	81	285,613	310,690	348,557	369,907	399,013
	82	286,117	311,596	349,564	370,411	399,415
	83	286,620	312,503	350,470	370,914	399,919
	84	287,124	313,308	351,477	371,418	400,322
	85	287,627	314,114	352,384	371,821	400,725
	86	288,131	315,121	353,189	372,224	
	87	288,634	316,128	353,995	372,828	
	88	289,138	317,135	354,801	373,331	
	89	289,641	318,042	355,405	373,634	
	90	290,145	319,149	356,009	374,137	
	91	290,649	320,157	356,614	374,540	
	92	291,152	321,164	357,218	374,842	
	93	291,656	321,969	357,621	375,446	
	94	292,260	322,674	358,024	375,950	
	95	292,864	323,379	358,527	376,453	
	96	293,468	323,984	358,930	376,957	
	97	294,073	324,487	359,433	377,561	
	98	294,576	324,789	359,836	378,065	
	99	295,080	325,394	360,340	378,568	
	100	295,583	325,998	360,743	378,971	
	101	296,087	326,401	361,045	379,575	
	102	296,590	327,005	361,548	380,079	
	103	297,094	327,609	361,951	380,583	
	104	297,497	328,113	362,253	381,086	
	105	297,900	328,516	362,656	381,690	
	106	298,403	329,019	363,160	382,093	
	107	298,907	329,523	363,663	382,597	
	108	299,209	330,026	364,167	383,100	
	109	299,410	330,429	364,670	383,705	

別表第2のウ 医療職給料表(3)

職員の区分 定年前再雇用 用短時間勤務 職員以外の職員	医療職(3)					
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	110	299,712	330,832	365,174		
	111	299,914	331,134	365,678		
	112	300,216	331,436	366,080		
	113	300,518	331,738	366,483		
	114	300,720	332,141	366,886		
	115	301,022	332,443	367,390		
	116	301,223	332,745	367,893		
	117	301,525	332,947	368,296		
	118	301,827	333,249	368,800		
	119	302,130	333,551	369,303		
	120	302,432	333,752	369,807		
	121	302,734	333,954	370,109		
	122	303,137	334,256			
	123	303,439	334,558			
	124	303,741	334,860			
	125	303,942	335,062			
	126	304,144	335,364			
	127	304,446	335,767			
	128	304,849	335,968			
	129	305,050	336,169			
	130	305,352	336,371			
	131	305,755	336,774			
	132	306,158	336,975			
	133	306,359	337,277			
	134	306,661	337,680			
	135	306,964	338,083			
	136	307,266	338,486			
	137	307,467	338,788			
	138	307,769	339,191			
	139	308,071	339,594			
	140	308,374	339,996			
	141	308,575	340,299			
	142	308,978	340,701			
	143	309,381	341,004			
	144	309,683	341,406			
	145	309,884	341,709			
	146	310,086	342,111			
	147	310,388	342,514			
	148	310,791	342,917			
	149	310,992	343,219			
	150	311,193	343,622			
	151	311,496	344,025			
	152	311,798	344,428			
	153	312,201	344,730			
	154	312,402				
	155	312,603				
	156	312,905				
	157	313,208				
	158	313,510				
	159	313,812				
	160	314,114				
	161	314,517				
	162	314,819				
	163	315,121				
	164	315,423				

別表第2のウ 医療職給料表(3)

職員の区分	医療職(3)					
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	165	315,826				
	166	316,128				
	167	316,430				
	168	316,732				
	169	317,135				
定年前再雇用短時間勤務職員		基準給料月額 241,401	基準給料月額 262,047	基準給料月額 269,399	基準給料月額 279,873	基準給料月額 296,389

別表第3 技能職給料表

職員の区分 定年前再雇 用短時間勤 務職員以外 の職員	技能職					
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	187,018	229,316	249,357	282,390	310,287
	2	188,730	230,122	250,465	283,095	311,697
	3	190,442	230,928	251,472	283,800	313,006
	4	192,154	231,733	252,479	284,505	314,215
	5	193,866	232,438	253,487	285,110	315,222
	6	195,578	233,244	254,695	285,714	316,430
	7	197,190	234,050	255,803	286,318	317,639
	8	198,801	234,855	256,810	286,922	318,747
	9	200,412	235,661	257,918	287,527	319,854
	10	201,923	236,366	258,925	288,131	320,962
	11	203,434	237,071	259,831	288,735	322,070
	12	204,944	237,776	260,335	289,239	323,178
	13	206,455	238,481	260,939	289,742	324,185
	14	207,966	239,085	261,342	290,246	325,293
	15	209,476	239,689	261,745	290,749	326,401
	16	210,987	240,294	262,248	291,152	327,508
	17	212,498	240,898	262,752	291,555	328,516
	18	213,908	241,502	263,255	291,958	329,623
	19	215,317	242,106	263,759	292,361	330,731
	20	216,727	242,610	264,363	292,763	331,738
	21	218,137	243,113	265,169	293,166	332,745
	22	219,245	243,617	265,773	293,569	333,752
	23	220,353	244,121	266,377	293,972	334,760
	24	221,461	244,624	267,183	294,375	335,767
	25	222,468	245,128	267,989	294,778	336,774
	26	223,374	245,631	268,694	295,181	337,680
	27	224,281	246,034	269,298	295,583	338,788
	28	225,187	246,538	270,104	295,986	339,795
	29	226,093	247,142	270,909	296,389	340,802
	30	226,899	247,645	271,614	296,893	341,809
	31	227,705	248,149	272,319	297,396	342,816
	32	228,510	248,552	273,024	297,900	343,723
	33	229,316	248,955	273,729	298,403	344,629
	34	230,021	249,458	274,434	298,907	345,536
	35	230,726	249,962	275,139	299,410	346,442
	36	231,431	250,365	275,844	299,914	347,348
	37	232,136	250,767	276,549	300,417	348,255
	38	232,740	251,271	277,254	301,122	349,262
	39	233,345	251,775	277,858	301,727	350,269
	40	233,949	252,177	278,463	302,432	351,175
	41	234,654	252,580	278,966	303,036	352,082
	42	235,157	253,084	279,470	303,640	352,988
	43	235,661	253,587	279,973	304,244	353,894
	44	236,164	253,990	280,477	304,748	354,700
	45	236,668	254,393	280,980	305,252	355,506
	46	237,071	254,796	281,484	305,856	356,311
	47	237,474	255,199	281,988	306,460	357,117
	48	237,877	255,601	282,390	307,064	357,822
	49	238,279	256,004	282,793	307,669	358,527
	50	238,581	256,407	283,297	308,374	359,333
	51	238,884	256,810	283,700	309,078	360,138
	52	239,186	257,213	284,203	309,783	360,743
	53	239,488	257,616	284,606	310,388	361,448
	54	239,790	258,019	285,110	311,093	362,052

別表第3 技能職給料表

職員の区分 定年前再雇用 短時間勤務職員以外の 職員	技能職					
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	55	240,092	258,421	285,613	311,798	362,757
	56	240,394	258,824	286,117	312,402	363,462
	57	240,596	259,126	286,620	313,006	364,066
	58	240,898	259,529	287,224	313,711	364,570
	59	241,200	259,932	287,829	314,416	365,073
	60	241,401	260,234	288,433	315,020	365,577
	61	241,603	260,536	289,037	315,524	365,980
	62	241,905	260,939	289,641	316,027	
	63	242,207	261,342	290,246	316,632	
	64	242,408	261,644	290,850	317,236	
	65	242,610	261,946	291,354	317,840	
	66	242,912	262,248	291,857	318,243	
	67	243,214	262,550	292,361	318,747	
	68	243,416	262,752	292,864	319,250	
	69	243,617	262,953	293,368	319,552	
	70	243,919	263,255	293,871	320,056	
	71	244,221	263,558	294,274	320,559	
	72	244,423	263,759	294,677	320,962	
	73	244,624	263,960	295,080	321,164	
	74	244,926	264,263	295,483	321,466	
	75	245,228	264,565	295,885	321,667	
	76	245,430	264,766	296,288	321,969	
	77	245,631	264,968	296,691	322,272	
	78	245,933	265,270	297,094	322,574	
	79	246,235	265,572	297,497	322,876	
	80	246,437	265,773	298,000	323,077	
	81	246,638	265,975	298,303	323,279	
	82	246,940	266,277	298,806	323,581	
	83	247,142	266,579	299,310	323,883	
	84	247,444	266,780	299,813	324,084	
	85	247,645	266,982	300,115	324,286	
	86	247,847	267,183	300,619	324,588	
	87	248,149	267,485	301,122	324,890	
	88	248,451	267,787	301,425	325,192	
	89	248,652	267,989	301,827	325,394	
	90	248,955	268,190	302,331	325,696	
	91	249,257	268,492	302,834	325,998	
	92	249,458	268,694	303,338	326,199	
	93	249,660	268,996	303,640	326,401	
	94	249,962	269,298	304,043	326,703	
	95	250,264	269,600	304,547	327,005	
	96	250,465	269,802	305,050	327,206	
	97	250,667	270,003	305,453	327,408	
	98	250,969	270,305	305,856		
	99	251,271	270,507	306,158		
	100	251,472	270,809	306,460		
	101	251,674	271,010	306,762		
	102	251,976	271,212	307,165		
	103	252,278	271,514	307,467		
	104	252,479	271,816	307,870		
	105	252,681	272,017	308,172		
	106		272,219	308,575		
	107		272,521	308,978		
	108		272,722	309,280		

別表第3 技能職給料表

職員の区分	技能職					
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	109		273,024	309,481		
	110		273,326	309,783		
	111		273,629	310,086		
	112		273,830	310,287		
	113		274,031	310,488		
	114		274,334	310,791		
	115		274,535	311,093		
	116		274,736	311,294		
	117		275,039	311,496		
	118		275,341	311,798		
	119		275,643	312,100		
	120		275,844	312,301		
	121		276,046	312,503		
	122		276,247	312,805		
	123		276,549	313,107		
	124		276,851	313,308		
	125		277,053	313,510		
	126		277,254	313,812		
	127		277,556	314,114		
	128		277,858	314,315		
	129		278,060	314,517		
	130		278,261			
	131		278,563			
	132		278,865			
	133		279,067			
	134		279,268			
	135		279,570			
	136		279,873			
	137		280,074			
定年前再雇用短時間勤務職員		基準給料月額 199,305	基準給料月額 210,483	基準給料月額 229,115	基準給料月額 250,365	基準給料月額 281,786

別表第4 級別標準職務表

(1) 事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	主事又は技師の職務
2級	困難な業務を行う主事又は技師の職務
3級	1 主任の職務 2 主査の職務
4級	1 副主幹の職務 2 困難な業務を行う主査の職務
5級	1 主幹の職務 2 困難な業務を行う副主幹の職務 3 部長（事務部長を除く。）の職務
6級	1 困難な業務を行う主幹の職務 2 困難な業務を行う部長（事務部長を除く。）の職務 3 本部課長の職務 4 事務部次長の職務 5 本部次長の職務 6 事務部長

(2) 医療職給料表（1）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	医師又は歯科医師の職務
2級	1 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務 2 科長の職務 3 部長の職務
3級	1 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う科長、部長の職務 2 センター長、副センター長の職務
4級	1 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務

(3) 医療職給料表（2）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1 栄養士の職務 2 診療放射線技師の職務 3 臨床検査技師又は衛生検査技師の職務 4 理学療法士又は作業療法士の職務

	5 言語聴覚士の職務 6 歯科技工士の職務 7 臨床工学技士の職務
2 級	1 薬剤師の職務 2 公認心理師の職務 3 1 級に掲げる職務で困難な業務を行う職務
3 級	1 主任の職務 2 主査の職務 3 困難な業務を行う薬剤師の職務 4 困難な業務を行う公認心理師の職務
4 級	1 困難な業務を行う主任の職務 2 困難な業務を行う主査の職務
5 級	1 副主幹の職務 2 主幹の職務 3 上席主幹の職務 4 部長の職務 5 特に困難な業務を行う主査の職務
6 級	1 困難な業務を行う部長の職務 2 困難な業務を行う上席主幹の職務

(4) 医療職給料表(3)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	准看護師の職務
2 級	1 看護師の職務 2 困難な業務を行う准看護師の職務
3 級	1 主任の職務 2 主査の職務 3 困難な業務を行う看護師の職務 4 特に困難な業務を行う准看護師の職務
4 級	1 困難な業務を行う主任の職務 2 困難な業務を行う主査の職務
5 級	1 看護部長、看護部次長、看護師長、副看護師長の職務 2 特に困難な業務を行う主任の職務 3 4 級に掲げる職務で特に高度な知識経験に基づき困難な業務を行う職務

(5) 技能職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	定型的な業務を行う職務

2級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
5級	極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務

別表第5 級別資格基準表

(1) 事務職給料表級別資格基準表

試験		学歴免許等	職務の級				
			1級	2級	3級	4級	5級
正規の試験	大学卒業程度	大学卒		3	4	4	2
			0	3	7	11	13
	短大卒業程度	短大卒		5.5	4	4	2
			0	6	10	14	16
	高校卒業程度	高校卒		8	4	4	2
			0	8	12	16	18
その他		中学卒		9	4	4	2
			3	12	16	20	22

備考 職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。以下同じ。

(2) 医療職給料表(1)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級	
		1級	2級
医師 歯科医師	大学6卒		4
		0	4

備考 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(3) 医療職給料表(2)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
薬剤師 公認心理師	大学卒			5	3	2
		0		5	8	10
栄養士 衛生検査技師	短大卒		2.5	5	3	2
		0	2.5	8	11	13
診療放射線技師	大学卒			5	3	2
		0		5	8	10
臨床検査技師 理学療法士	短大3卒		1	5	3	2
		0	1	6	9	11

作業療法士 言語聴覚士 臨床工学技士						
歯科衛生士	短大卒		4	5	3	2
		0	4	9	12	14
	高校専 攻科卒		4	5	3	2
		0	4	9	12	14
その他	短大卒		2.5	5	3	2
		0	2.5	8	11	13
	高校卒		5	5	3	2
		0	6	11	14	16
	中学卒		5	5	3	2
		4	10	15	18	20

備考 薬剤師、公認心理師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(4) 医療職給料表(3)級別資格基準表

職種	学歴免許 等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
看護師	大学卒			5	5	2
		0	5	10	12	
	短大卒			7	5	2
		0	7	12	14	
准看護師	准看護師 養成所卒		7	7	8	
		0	7	14	22	

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(平成13年法律第153号)による改正前の保健婦助産婦看護婦法(以下「旧保健婦助産婦看護婦法」という。)第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。)の卒業を示す。
- 2 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以

後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(5) 技能職給料表級別資格基準表

学歴免許等	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
高校卒		5	3	6	2
	0	5	8	14	16

別表第6 初任給基準表

(1) 事務職給料表初任給基準表

試 験		学 歴 免 許 等	初 任 給
正規の試験	大学卒業程度		1 級 29 号 給
	短大卒業程度		1 級 19 号 給
	高校卒業程度		1 級 9 号 給
そ の 他		高 校 卒	1 級 5 号 給

(2) 医療職給料表(1) 初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師 歯 科 医 師	博 士 課 程 修 了	2 級 13 号 給
	大 学 6 卒	1 級 17 号 給

(3) 医療職給料表(2) 初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 剤 師	大 学 6 卒	2 級 19 号 給
	大 学 4 卒	2 級 5 号 給
公 認 心 理 師	修 士 課 程 修 了	2 級 13 号 給
	大 学 卒	2 級 5 号 給
栄 養 士	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 卒	1 級 15 号 給
診 療 放 射 線 技 師 臨 床 検 査 技 師 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 言 語 聴 覚 士 臨 床 工 学 技 士	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 3 卒	1 級 21 号 給
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 卒	1 級 15 号 給

(4) 医療職給料表(3) 初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
看 護 師	大 学 卒	2 級 15 号 給
	短 大 3 卒	2 級 9 号 給
	短 大 2 卒	2 級 5 号 給
准 看 護 師	准看護師養成所卒	1 級 5 号 給

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成13年法律第153号）による改正前の保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当したもので、看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、「短大2卒」にあつては2級9号給とする。

(5) 技能職給料表初任給基準表

学 歴 免 許 等	初 任 給
高 校 卒	1 級 21 号 給

別表第7 学歴免許等資格区分表

学 歴 免 許 等 の 区 分		学 歴 免 許 等 の 資 格
基準学歴区分	学 歴 区 分	
1 大 学 卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第53条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短 大 卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3 高 校 卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
4 中 学 卒	中 学 卒	(1) 学校教育法による中学校又は特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

備考

この表の「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、旧保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。

別表第8 修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒(16年)	短大卒(14年)	高校卒(12年)	中学卒(9年)
博士課程 修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程 修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻 科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3年	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校専攻 科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数(修学年数欄の年数を除く。)は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数(以下「調整年数」という。)を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分(その区分に属する学歴免許等の資格を含む。)が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。

- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について理事長が別段の定めをした職員については、理事長が別に定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第9 昇格時号給対応表
 (1) 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5
6	1	1	1	1	1	1	1	5
7	1	1	1	1	1	1	1	5
8	1	1	1	1	1	1	1	5
9	1	1	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	2	1	1	1	
11	1	1	1	3	1	1	1	
12	1	1	1	4	1	1	1	
13	1	1	1	5	1	1	2	
14	1	1	1	6	2	1	2	
15	1	1	1	7	3	1	2	
16	1	1	1	8	4	1	2	
17	1	1	1	9	5	1	2	
18	1	1	1	10	6	2	3	
19	1	1	1	11	7	3	3	
20	1	1	1	12	8	4	3	
21	1	1	1	13	9	5	3	
22	1	2	2	14	10	5	4	
23	1	3	3	15	11	6	4	
24	1	4	4	16	12	6	4	
25	1	5	5	17	13	7	4	
26	1	6	6	18	14	7	4	
27	1	7	7	19	15	8	4	
28	1	8	8	20	16	8	4	
29	1	9	9	21	17	9	5	
30	1	10	10	22	18	9	5	
31	1	11	11	23	19	10	5	
32	1	12	12	24	20	10	5	
33	1	13	13	25	21	11	5	
34	2	14	14	26	22	11	5	
35	3	15	15	27	23	12	5	
36	4	16	16	28	24	12	5	
37	5	17	17	29	25	13	5	
38	6	18	18	30	26	13	5	
39	7	19	19	31	27	13	5	
40	8	20	20	32	28	13	5	
41	9	21	21	33	29	14	5	
42	10	22	22	34	29	14	5	
43	11	23	23	35	30	14	5	
44	12	24	24	36	30	14	5	
45	13	25	25	37	31	15	5	
46	14	26	26	38	31	15		
47	15	27	27	39	32	15		
48	16	28	28	40	32	15		
49	17	29	29	41	33	15		
50	18	30	30	42	33	15		
51	19	31	31	43	34	15		
52	20	32	32	44	34	15		
53	21	33	33	45	35	15		
54	21	33	34	46	35	15		
55	22	34	35	47	36	15		
56	22	34	36	48	36	15		
57	23	35	37	49	37	15		

別表第9 昇格時号給対応表
 (1) 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
58	23	35	37	50	37	15		
59	24	36	37	51	38	15		
60	24	36	38	52	38	15		
61	25	37	38	53	38	15		
62	25	38	38	54	38	15		
63	26	39	39	55	38	15		
64	26	40	39	56	38	15		
65	27	41	39	57	38	15		
66	27	41	40	58	38	16		
67	28	42	40	59	38	16		
68	28	42	40	60	38	16		
69	29	43	41	60	39	16		
70	29	43	41	60	39	16		
71	29	44	41	60	39	16		
72	30	44	42	60	39	16		
73	30	45	42	61	39	17		
74	30	45	42	61	39			
75	31	45	43	61	39			
76	31	45	43	61	39			
77	31	45	43	61	39			
78	32	46	44	62	39			
79	32	46	44	62	39			
80	32	46	44	62	39			
81	33	46	45	63	40			
82	33	46	45	64	40			
83	33	47	45	65	40			
84	34	47	45	66	40			
85	34	47	46	67	41			
86	34	47	46					
87	35	47	46					
88	35	48	46					
89	35	48	47					
90	36	48	47					
91	36	48	47					
92	36	48	47					
93	37	49	47					
94		49	47					
95		49	47					
96		49	48					
97		49	48					
98		50	48					
99		50	48					
100		50	48					
101		50	48					
102		50	48					
103		51	49					
104		51	49					
105		51	49					
106		51	49					
107		51	49					
108		52	49					
109		52	49					
110		52						
111		52						
112		52						
113		52						
114		52						

別表第9 昇格時号給対応表
(1) 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
115		52						
116		52						
117		53						
118		53						
119		53						
120		53						
121		53						
122		53						
123		53						
124		53						
125		53						

(2) 医療職給料表 (1) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	1
23	1	3	1
24	1	4	2
25	1	5	2
26	1	6	2
27	1	7	3
28	1	8	3
29	1	9	3
30	1	10	3
31	1	11	4
32	1	12	4
33	1	13	4
34	2	14	5
35	3	15	5
36	4	16	5
37	5	17	5
38	6	18	5
39	7	19	5
40	8	20	5
41	9	21	5
42	10	21	5
43	11	22	5
44	12	22	5
45	13	23	5
46	13	23	5
47	13	24	5
48	14	24	5
49	14	25	5
50	14	25	5
51	14	26	5
52	15	26	5
53	15	27	5
54	15	27	5
55	15	28	5
56	16	28	5

(2) 医療職給料表 (1) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
57	16	29	5
58	16	29	5
59	16	29	5
60	17	30	5
61	17	30	5
62	17	30	5
63	18	31	5
64	18	31	5
65	19	31	5
66		32	5
67		32	5
68		32	5
69		32	5
70		32	5
71		33	5
72		33	5
73		33	5
74		33	
75		33	
76		34	
77		34	
78		34	
79		34	
80		34	
81		35	
82		35	
83		35	
84		35	
85		35	

(3) 医療職給料表 (2) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	1	6	1	1	1
19	1	1	7	1	1	1
20	1	1	8	1	1	1
21	1	1	9	1	1	1
22	2	2	10	2	2	2
23	3	3	11	3	3	3
24	4	4	12	4	4	4
25	5	5	13	5	5	5
26	6	6	14	6	6	5
27	7	7	15	7	7	6
28	8	8	16	8	8	6
29	9	9	17	9	9	7
30	10	10	18	10	10	7
31	11	11	19	11	11	8
32	12	12	20	12	12	8
33	13	13	21	13	13	9
34	14	14	22	14	14	9
35	15	15	23	15	15	9
36	16	16	24	16	16	9
37	17	17	25	17	17	9
38	18	18	26	18	18	9
39	19	19	27	19	19	10
40	20	20	28	20	20	10
41	21	21	29	21	21	10
42	22	22	30	22	21	10
43	23	23	31	23	21	10
44	24	24	32	24	22	10
45	25	25	33	25	22	11
46	25	26	34	25	22	11
47	26	27	35	26	23	11
48	26	28	36	26	23	11
49	27	29	37	27	23	11
50	27	30	38	27	24	11
51	28	31	39	28	24	12
52	28	32	40	28	24	12
53	29	33	41	29	25	12
54	29	34	42	29	25	
55	30	35	43	30	26	
56	30	36	44	30	26	
57	31	37	45	31	27	

(3) 医療職給料表 (2) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
58	31	38	46	31	27	
59	32	39	47	32	28	
60	32	40	48	32	28	
61	33	41	49	33	28	
62	33	42	50	33	28	
63	34	43	51	33	28	
64	34	44	52	34	29	
65	35	45	53	34	29	
66	35	46	54	34	29	
67	36	47	55	35	29	
68	36	48	56	35	29	
69	37	49	57	35	30	
70	37	49	57	36	30	
71	38	50	58	36	30	
72	38	50	58	36	30	
73	39	51	59	37	30	
74	39	51	59	37	31	
75	40	52	60	37	31	
76	40	52	60	37	31	
77	41	53	61	38	31	
78	41	53	61	38		
79	41	53	62	38		
80	42	54	62	38		
81	42	54	63	39		
82	42	54	63	39		
83	43	55	64	39		
84	43	55	64	39		
85	43	55	65	39		
86		56	66	40		
87		56	67	40		
88		56	68	40		
89		56	69	40		
90		56	69	40		
91		57	70	41		
92		57	70	41		
93		57	70	41		
94		57	70	41		
95		57	70	41		
96		58	70	42		
97		58	70	42		
98		58	70	42		
99		58	70	42		
100		58	70	42		
101		59	70	43		
102		59	70			
103		59	70			
104		59	70			
105		59	70			
106			70			
107			70			
108			70			
109			70			

(4) 医療職給料表 (3) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	2	1	6	1
19	3	1	7	1
20	4	1	8	1
21	5	1	9	1
22	6	1	10	2
23	7	1	11	3
24	8	1	12	4
25	9	1	13	5
26	10	1	14	6
27	11	1	15	7
28	12	1	16	8
29	13	1	17	9
30	14	2	18	10
31	15	3	19	11
32	16	4	20	12
33	17	5	21	13
34	18	6	22	14
35	19	7	23	15
36	20	8	24	16
37	21	9	25	17
38	22	10	26	18
39	23	11	27	19
40	24	12	28	20
41	25	13	29	21
42	26	14	30	22
43	27	15	31	23
44	28	16	32	24
45	29	17	33	25
46	30	18	34	26
47	31	19	35	27
48	32	20	36	28
49	33	21	37	29
50	34	22	38	30
51	35	23	39	31
52	36	24	40	32
53	37	25	41	33
54	38	26	42	34
55	39	27	43	35
56	40	28	44	36
57	41	29	45	37
58	41	30	46	38

(4) 医療職給料表 (3) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
59	42	31	47	39
60	42	32	48	40
61	43	33	49	41
62	43	34	50	42
63	44	35	51	43
64	44	36	52	44
65	45	37	53	45
66	46	38	54	45
67	47	39	55	46
68	48	40	56	46
69	49	41	57	47
70	50	42	58	47
71	51	43	59	48
72	52	44	60	48
73	53	45	61	49
74	54	46	62	50
75	55	47	63	51
76	56	48	64	52
77	57	49	65	53
78	58	50	66	53
79	59	51	67	54
80	60	52	68	54
81	61	53	69	55
82	62	54	70	55
83	63	55	71	56
84	64	56	72	56
85	65	57	73	57
86	65	58	74	57
87	66	59	75	58
88	66	60	76	58
89	67	61	77	59
90	67	62	78	59
91	68	63	79	60
92	68	64	80	60
93	69	65	81	60
94	70	66	81	60
95	71	67	82	61
96	72	68	82	61
97	73	69	83	61
98	74	70	83	61
99	75	71	84	62
100	76	72	84	62
101	77	73	85	62
102	77	74	86	62
103	78	75	87	63
104	78	76	88	63
105	79	77	88	63
106	79	77	88	63
107	80	77	89	64
108	80	78	89	64
109	81	78	89	65
110	81	78	90	
111	81	79	90	
112	81	79	90	
113	81	79	91	
114	82	80	91	
115	82	80	91	
116	82	80	92	
117	82	81	92	

(4) 医療職給料表 (3) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
118	82	81	92	
119	83	81	93	
120	83	81	93	
121	83	82	93	
122	83	82		
123	83	82		
124	84	82		
125	84	83		
126	84	83		
127	84	83		
128	84	83		
129	85	84		
130	85	84		
131	85	84		
132	86	84		
133	86	85		
134	86	85		
135	87	85		
136	87	86		
137	87	86		
138	88	86		
139	88	86		
140	88	86		
141	89	87		
142	89	87		
143	89	87		
144	89	87		
145	90	87		
146	90	88		
147	90	88		
148	90	88		
149	91	88		
150	91	88		
151	91	89		
152	91	89		
153	92	89		
154	92			
155	92			
156	92			
157	93			
158	93			
159	93			
160	94			
161	94			
162	94			
163	95			
164	95			
165	95			
166	96			
167	96			
168	96			
169	97			

(5) 技能職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1
23	3	11	1	2
24	4	12	1	2
25	5	13	1	3
26	6	13	1	3
27	7	14	1	4
28	8	14	1	4
29	9	15	1	5
30	10	15	2	6
31	11	16	3	7
32	12	16	4	8
33	13	17	5	9
34	14	18	6	9
35	15	19	7	10
36	16	20	8	10
37	17	21	9	11
38	18	22	10	11
39	19	23	11	12
40	20	24	12	12
41	21	25	13	13
42	22	26	14	13
43	23	27	15	14
44	24	28	16	14
45	25	29	17	15
46	26	29	18	15
47	27	30	19	16
48	28	30	20	16
49	29	31	21	17
50	30	31	22	17
51	31	32	23	18
52	32	32	24	18
53	33	33	25	19
54	34	34	26	19
55	35	35	27	20
56	36	36	28	20

(5) 技能職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
57	37	37	29	21
58	38	38	30	21
59	39	39	31	22
60	40	40	32	22
61	41	41	33	23
62	42	42	34	23
63	43	43	35	24
64	44	44	36	24
65	45	45	37	25
66	45	45	38	25
67	45	46	39	25
68	46	46	40	25
69	46	47	41	26
70	46	47	42	26
71	47	48	43	26
72	47	48	44	26
73	47	49	45	27
74	48	49	46	27
75	48	49	47	27
76	48	50	48	27
77	49	50	49	28
78	49	50	50	28
79	49	51	51	28
80	50	51	52	28
81	50	51	53	28
82	50	52	54	28
83	51	52	55	29
84	51	52	56	29
85	51	53	57	29
86	52	53	57	29
87	52	53	58	29
88	52	54	58	29
89	52	54	59	30
90	52	54	59	30
91	53	55	60	30
92	53	55	60	30
93	53	55	61	30
94	53	56	61	30
95	53	56	62	31
96	54	56	62	31
97	54	57	63	31
98	54	57	63	
99	54	57	64	
100	54	58	64	
101	55	58	65	
102	55	58	66	
103	55	59	67	
104	55	59	68	
105	55	59	69	
106		60	69	
107		60	70	
108		60	70	
109		61	71	
110		61	71	
111		61	72	
112		61	72	
113		62	72	

(5) 技能職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
114		62	72	
115		62	72	
116		62	72	
117		63	72	
118		63	72	
119		63	72	
120		63	72	
121		63	72	
122		63	72	
123		63	72	
124		63	72	
125		63	72	
126		63	72	
127		63	72	
128		63	72	
129		63	72	
130		63		
131		63		
132		63		
133		63		
134		63		
135		63		
136		63		
137		63		

備考 これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示

別表第10

給料の調整に係る適用区分表

勤務箇所	職 員		調整数
医療療育センター	1	センター長、児童指導員、医師、歯科医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及保育士で常時児童と起居を共にする職員	3
	2	診療放射線技師	
	3	センター長、児童指導員、医師、歯科医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び保育士（児童福祉法に定める知的障害児通園施設及び肢体不自由児通園施設に従事することを本務とする職員を除く。）で1に掲げる者以外の者	2
	4	看護師及び准看護師で常時児童と起居を共にする職員	
	5	病理細菌技術者（臨床検査技師）	
	6	看護師及び准看護師で4に掲げる者以外の者	1
	7	心理判定指導員	
	8	社会福祉士	
	9	保育士で1及び3に掲げる者以外の者	
	10	公認心理師	

別表第10の2

調整基本額表

1 事務職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,600円
2 級	8,500円
3 級	9,600円
4 級	10,200円
5 級	10,600円
6 級	11,200円
7 級	12,100円
8 級	12,700円
9 級	14,300円

2 医療職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1 級	10,800円
2 級	13,100円
3 級	14,500円
4 級	15,600円

3 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1 級	6,200円
2 級	8,000円
3 級	9,100円
4 級	9,700円
5 級	10,500円
6 級	11,300円
7 級	12,200円

4 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1 級	8,100円
2 級	9,400円
3 級	9,700円
4 級	10,000円
5 級	10,400円
6 級	11,600円

5 技能職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,000円
2 級	7,400円
3 級	8,500円
4 級	8,700円
5 級	9,600円

別表第11 管理職手当を支給する職及び区分

組織	職	区分
センター	センター長	二種
	副センター長	三種
	診療部長	
	科長（診療部） 事務部次長	四種
	看護部長	五種
	部長（診療部長及び看護部長を除く。） 看護部次長 上席主幹	六種
	看護師長	七種
経営統括本部	次長	三種
	課長	四種

別表第11の2 管理職手当の支給額

1 事務職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
7級	三種	70,800円
6級	三種	66,500円
	四種	58,200円
	五種	49,900円
	六種	41,600円
	七種	33,200円
5級	四種	55,500円
	五種	47,600円
	六種	39,700円
	七種	31,700円
4級	五種	44,400円
	六種	37,000円
	七種	29,600円

2 医療職給料表(1)

職務の級	区分	管理職手当の額
4級	一種	137,700円
	二種	110,100円
	三種	99,100円

3 級	二種	102,800円
	三種	92,500円
	四種	82,200円
2 級	四種	76,400円

3 医療職給料表(2)

職務の級	区分	管理職手当の額
7 級	三種	78,800円
6 級	四種	66,500円
5 級	四種	62,800円
	五種	55,000円
	六種	47,100円
	七種	39,300円
4 級	五種	41,800円

4 医療職給料表(3)

職務の級	区分	管理職手当の額
6 級	四種	69,300円
5 級	五種	55,300円
	六種	47,400円
	七種	39,500円

別表第12 初任給調整手当

期間の区分	支給額
	円
1年未満	310,000
1年以上2年未満	310,000
2年以上3年未満	310,000
3年以上4年未満	310,000
4年以上5年未満	310,000
5年以上6年未満	310,000
6年以上7年未満	310,000
7年以上8年未満	310,000
8年以上9年未満	310,000
9年以上10年未満	310,000
10年以上11年未満	310,000
11年以上12年未満	310,000
12年以上13年未満	310,000
13年以上14年未満	310,000
14年以上15年未満	310,000
15年以上16年未満	310,000
16年以上17年未満	306,700
17年以上18年未満	303,400
18年以上19年未満	300,100
19年以上20年未満	296,800
20年以上21年未満	293,500
21年以上22年未満	281,500
22年以上23年未満	268,000
23年以上24年未満	254,500
24年以上25年未満	241,000
25年以上26年未満	227,500
26年以上27年未満	210,500
27年以上28年未満	193,500
28年以上29年未満	176,500
29年以上30年未満	159,500
30年以上31年未満	142,000

31年以上32年未満	124,500
32年以上33年未満	107,000
33年以上34年未満	87,000
34年以上35年未満	67,000
備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。	

別表第13

自動車等使用者の通勤手当の月額

片道の使用距離	通勤手当の月額	
	自動車(自動二輪車を除く。)	自動車(自動二輪車を除く。) 以外の交通の用具
4キロメートル未満	円 2,000	円 2,000
4キロメートル以上6キロメートル未満	3,100	3,100
6キロメートル以上8キロメートル未満	4,300	4,200
8キロメートル以上10キロメートル未満	5,500	5,500
10キロメートル以上12キロメートル未満	6,800	6,800
12キロメートル以上14キロメートル未満	8,000	8,000
14キロメートル以上16キロメートル未満	9,100	9,100
16キロメートル以上18キロメートル未満	10,100	10,100
18キロメートル以上20キロメートル未満	11,100	11,100
20キロメートル以上22キロメートル未満	12,000	12,000
22キロメートル以上24キロメートル未満	13,100	
24キロメートル以上26キロメートル未満	14,300	14,300
26キロメートル以上28キロメートル未満	15,400	
28キロメートル以上30キロメートル未満	16,600	16,600
30キロメートル以上32キロメートル未満	17,700	
32キロメートル以上34キロメートル未満	18,900	
34キロメートル以上36キロメートル未満	20,000	20,000
36キロメートル以上38キロメートル未満	21,100	
38キロメートル以上40キロメートル未満	22,300	

40キロメートル以上42キロメートル未満	23,400	23,400
42キロメートル以上44キロメートル未満	24,600	
44キロメートル以上46キロメートル未満	25,700	
46キロメートル以上48キロメートル未満	26,800	
48キロメートル以上50キロメートル未満	28,000	
50キロメートル以上52キロメートル未満	29,100	
52キロメートル以上54キロメートル未満	30,300	
54キロメートル以上56キロメートル未満	31,400	
56キロメートル以上58キロメートル未満	32,600	
58キロメートル以上60キロメートル未満	33,700	
60キロメートル以上62キロメートル未満	34,800	
62キロメートル以上64キロメートル未満	36,000	
64キロメートル以上66キロメートル未満	37,100	
66キロメートル以上68キロメートル未満	38,300	
68キロメートル以上70キロメートル未満	39,400	
70キロメートル以上72キロメートル未満	40,600	
72キロメートル以上74キロメートル未満	41,700	
74キロメートル以上76キロメートル未満	42,800	
76キロメートル以上78キロメートル未満	44,000	
78キロメートル以上80キロメートル未満	45,100	
80キロメートル以上82キロメートル未満	46,300	

82キロメートル以上84キロメートル未満	47,400	
84キロメートル以上86キロメートル未満	48,600	
86キロメートル以上88キロメートル未満	49,700	
88キロメートル以上90キロメートル未満	50,800	
90キロメートル以上	51,400	

別表第14 加算を受ける職員及び加算割合

給料表	職員	加算割合
事務職給料表	職務の級7級及び6級の職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の職員	100分の10
	職員の級3級の職員	100分の5
医療職給料表(1)	職務の級4級及び3級の職員	100分の15
	職務の級2級の職員	100分の10
	職務の級1級の職員で理事長の定める職員	100分の5
医療職給料表(2)	職務の級6級の職員	100分の15
	職務の級5級の職員及び 職務の級4級並びに3級の職員で理事長の定める職員	100分の5 (職務の級5級の職員のうち理事長の定める職員にあっては100分の10)
医療職給料表(3)	職務の級6級の職員	100分の15
	職務の級5級の職員及び 職務の級4級並びに3級の職員で理事長の定める職員	100分の5 (職務の級5級の職員のうち理事長の定める職員にあっては100分の10)
技能職給料表	職務の級6級の職員で理事長の定める職員	100分の10
	職務の級5級の職員で理事長の定める職員	100分の5

別表第15 勤勉手当期間率表

勤務期間	割合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100 分の 95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100 分の 90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100 分の 80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100 分の 70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100 分の 60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100 分の 50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100 分の 40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100 分の 30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100 分の 20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 箇月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
0	0

別表第16 定年前再雇用短時間勤務職員等の職務の級

雇用形態	給料表	職務の級（標準）
定年前再雇用短時間勤務職員	事務職給料表	3級
暫定再雇用職員	医療職給料表（2）	3級
暫定再雇用短時間勤務職員	医療職給料表（3）	3級

備考 原則として、退職時の職務の級より2級以上下位の級とする。ただし、理事長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

別表第17 号給の切替表

事務職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		

別表第17 号給の切替表

事務職給料表の適用を受ける職員

61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

別表第17 号給の切替表

医療職給料表(一)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6

別表第17 号給の切替表

医療職給料表(-)の適用を受ける職員

61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

別表第17 号給の切替表

医療職給料表(二)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	

別表第17 号給の切替表

医療職給料表(二)の適用を受ける職員

61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

別表第17 号給の切替表

医療職給料表(三)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38
47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52

別表第17 号給の切替表

医療職給料表(三)の適用を受ける職員

61	57	57	53
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63
72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	78
87	83	83	79
88	84	84	80
89	85	85	81
90	86	86	82
91	87	87	83
92	88	88	84
93	89	89	85
94	90	90	
95	91	91	
96	92	92	
97	93	93	
98	94	94	
99	95	95	
100	96	96	
101	97	97	
102	98	98	
103	99	99	
104	100	100	
105	101	101	
106	102	102	
107	103	103	
108	104	104	
109	105	105	
110	106	106	
111	107	107	
112	108	108	
113	109	109	
114	110		
115	111		
116	112		
117	113		
118	114		
119	115		
120	116		
121	117		
122	118		
123	119		
124	120		
125	121		

別表第17 号給の切替表

技能職の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	1級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45

54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		

111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		